

法定外公共物使用料 新旧比較表

※着色部は、激変緩和の経過措置

占用物件	摘要	現行占用料（円）	令和7年度 占用料算定額（円）	令和8年度 占用料算定額（円）	
電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物による使用	第1種電柱	2,350	2,380	2,380	
	第2種電柱	3,650	3,650	3,650	
	第3種電柱	4,950	4,930	4,930	
	第1種電話柱	2,130	2,130	2,130	
	第2種電話柱	3,440	3,400	3,400	
	第3種電話柱	4,750	4,670	4,670	
	その他の柱類	160	250	340	
	共架電線その他上空に設ける線類	21	22	22	
	地下電線その他地下に設ける線類	10	12	13	
	路上に設ける変圧器	1,610	1,840	2,080	
	地下に設ける変圧器	1,100	1,280	1,280	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	3,280	3,770	4,250	
	郵便差出箱	3,280	1,790	1,790	
	広告塔	6,430	4,250	4,250	
その他のもの	3,280	3,770	4,250		
水道、下水道管、ガス管その他これらに類する物件による使用	外径 0.1m未満	110	130	130	
	外径0.1m以上 0.15m未満	170	200	200	
	外径0.15m以上 0.2m未満	220	260	260	
	外径0.2m以上 0.4m未満	440	510	510	
	外径0.4m以上 1.0m未満	1,100	1,280	1,280	
	外径1.0m以上	2,190	2,550	2,550	
	マンホールその他これに類するもの	2,190	1,280	1,280	
通路その他これらに類する施設による使用	上空に設ける通路	4,290	3,230	3,230	
	地下に設ける通路	2,140	1,940	1,940	
	水路橋	370	430	430	
	水路に工作物の設置を伴わないもの	30	650	1,280	
	その他のもの	-	-	-	
看板による使用	看板（7-チであるものを除く）	一時的に設けるもの	540	600	650
	その他のもの	6,430	6,450	6,450	
工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木その他の工事用材料による使用		540	600	650	